

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第24号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年亀山市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。））」を加える。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。））」を削り、「記録」を「記載」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。